

○筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱

(平成 23 年 1 月 27 日要綱第 3 号)

改正 平成 24 年 5 月 31 日要綱第 20 号 平成 25 年 3 月 28 日要綱第 16 号

筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱(平成 7 年筑紫野市要綱第 39 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、在宅の要援護高齢者若しくは障害者(以下「高齢者等」という。)と同居し、又はこれらと同居しようとする者に対し、高齢者等に配慮した住宅に改造する費用の全部又は一部を助成することにより、高齢者等の自立を助長するとともに、介護者の負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改造 既存の建物の構造耐力上主要な部分(建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面から見て主要な部分で、筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱等をいう。)の変更を伴わない新たな部品の取付、設備の更新をいう。
- (2) 増築 既存の建物の延べ床面積を増加させることをいう。
- (3) 改築 既存の建物の構造耐力上主要な部分の一部を除去し、間取りの変更を行うことをいう。

(対象者)

第 3 条 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、市長が住宅改造を真に必要と認めたものとする。

- (1) 筑紫野市内に居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条に規定する住民基本台帳に記録されている者
- (2) 次のいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとするもの
 - ア 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 3 項及び第 4 項に規定する要介護者又は要支援者
 - イ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「施行規則」という。)別表第五号身体障

害者障害程度等級表の級別が1級若しくは2級の者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第122号)第76条の規定により市から補装具費の支給を受けて車いす等を購入している者

ウ 療育手帳制度について(昭和48年9月27日付厚生省発児第156号。厚生事務次官通知)別紙療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受け、障害の程度の欄にA1、A2若しくはA3の記載のある者又は児童相談所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所をいう。)、障害者更正相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更正相談所をいう。)若しくは専門医(以下「児童相談所等」という。)の判定若しくは診断により知能指数35以下と認められる者

エ 児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ、身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が施行規則別表第五号身体障害者障害程度等級表の級別が3級の者

(3) 前号アに該当する者にあつては、住宅改造に専門的な知識を有する者であつて、かつ、市長が適当と認めるものが、住宅改造を必要と認めたもの

(4) 生活保護世帯又は当該世帯の生計中心者の申請時における当該年度市民税(申請日が4月1日から6月30日までにあつては前年度市民税とする。)及び前年所得税(申請日が1月1日から6月30日までにあつては前々年所得税とする。)の課税年額が非課税の世帯に属する者

(助成対象工事)

第4条 助成の対象となる住宅改造工事(以下「助成対象工事」という。)は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所及び台所等の在宅の高齢者等が利用する部分に関するもので、当該高齢者等の自立を促し、日常生活の安全性及び利便性の向上並びに介護者の負担が軽減される改造工事とする。

2 新築、増築及び改築は、助成の対象としないものとする。ただし、改造工事を行うに当たって増築又は改築を伴うことがやむを得ないと市長が認めるときは、その認める範囲内でそれらに要する経費を助成の対象とすることができる。

(助成対象経費及び助成額)

第5条 助成金の額は、助成対象工事に要する経費とし、300,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 前条に規定する助成対象工事に次に掲げる改修費等が支給される場合は、これを優先して適用し、助成対象工事に要する経費から当該改修費等を控除するものとする。

- (1) 介護保険法第 45 条第 1 項の規定による居宅介護住宅改修費又は第 57 条第 1 項の規定による介護予防住宅改修費
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の規定による地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の住宅改修費
(助成金の申請)

第 6 条 助成金を受けようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 筑紫野市高齢者等住宅改造費助成申請書(様式第 1 号)
 - (2) 助成対象工事の見積書の写し
 - (3) 住宅の平面図及び改造を要する部分の写真
 - (4) 前年所得税(申請日が 1 月 1 日から 6 月 30 日までにあつては前々年所得税とする。)の課税年額を証明するもの
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 借家又は借間を改造する場合にあつては、前項に掲げる申請書等に併せて筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業住宅改造承諾書(様式第 2 号)を提出しなければならない。
- (助成金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により提出された申請書等を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、筑紫野市高齢者等住宅改造費助成・却下決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

2 助成金を受けようとする者は、前項の規定による市長からの助成決定通知書を受けた後に、住宅の改造を行うものとする。

(変更申請)

第 8 条 前条第 1 項の規定により助成を受けることとなった者(以下「助成対象者」という。)が第 6 条第 1 項の規定による申請の内容を変更しようとする場合は、次に掲げる書類(以下「変更申請書等」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 筑紫野市高齢者等住宅改造費助成変更申請書(様式第 4 号)
- (2) 助成対象工事の変更見積書の写し

(3) 住宅の平面図及び改造を要する変更部分の写真

2 市長は、前項の規定により提出された変更申請書等を審査の上、助成金の変更交付の可否を決定し、筑紫野市高齢者等住宅改造費助成変更・変更却下決定通知書(様式第5号)により助成対象者に通知するものとする。

(工事の中止)

第9条 助成対象者が、助成対象工事を中止した場合は、筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業工事中止届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、助成対象者に筑紫野市高齢者等住宅改造費助成決定取消通知書(様式第7号。以下「取消通知書」という。)により助成決定を取り消すものとする。

(工事完了届)

第10条 助成対象者は、助成対象工事が完了したときは、筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業工事完了届出書(様式第8号。以下「工事完了届出書」という。)に次に掲げる書類を添付して、速やかに、市長に報告するものとする。

(1) 工事業者からの請求書の写し

(2) 工事完了内訳書

(3) 工事完了後の写真

2 市長は、前項に規定する工事完了届出書の提出があったときは、速やかに、工事完了検査を行わなければならない。

(助成金額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定により提出のあった工事完了届出書等を審査の上、助成金額を確定し、筑紫野市高齢者等住宅改造費助成額確定通知書(様式第9号)により、助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する助成対象者から請求書の提出があったときは、当該助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り消し、取消通知書により助成金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(1) 虚偽の申請により助成金の交付を受けたとき。

(2) 第1条に定める目的以外に助成金を使用したとき。

(助成の回数)

第 13 条 この要綱に定める助成金の交付回数は、一の住宅につき 1 回限りとする。
ただし、高齢者等の身体状況の著しい変化等の理由により、新たな住宅の改造が必要と市長が認める場合は、この限りでない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 31 日要綱第 20 号)

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日要綱第 16 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

筑紫野市高齢者等住宅改造費助成申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業住宅改造承諾書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

筑紫野市高齢者等住宅改造費助成・却下決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

筑紫野市高齢者等住宅改造費助成変更申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

筑紫野市高齢者等住宅改造費助成変更・変更却下決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業工事中止届出書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条、第 12 条関係)

筑紫野市高齢者等住宅改造費助成決定取消通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業工事完了届出書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

筑紫野市高齢者等住宅改造費助成額確定通知書

[別紙参照]